

# 埼玉県行政書士会 埼玉支部規則

昭和46年12月1日制定  
昭和50年4月1日改正  
昭和53年6月18日改正  
昭和62年5月22日改正  
昭和63年1月22日改正  
平成元年2月8日改正  
平成14年5月9日改正  
平成26年4月18日改正  
平成28年5月13日改正  
令和3年6月30日改正  
令和5年5月12日改正

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本支部は、埼玉県行政書士会（以下「本会」という。）埼玉支部(以下「支部」)と称する。

### (目的)

第2条 支部は本会会則第46条第1項により本会との連絡を密にし、業務の改善及び発展を図り、併せて会員相互の親睦と人格の向上を図る目的とする。

### (事業)

第3条 支部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 本会からの連絡事項の伝達
2. 本会に対しての要望事項の進達
3. 業務に対する会員相互の連絡、品位の向上
4. 業務に対する資質の向上のため後援会、講習会等の開催に関する事
5. 業務のための調査に関する事
6. 広報活動に関する事
7. 会報に関する事
8. 統計に関する事
9. その他支部の目的を達成するために必要な事項

### (事務所の所在)

第4条 支部の事務所は支部長の事務所に置く。

### (区域)

第5条 支部の区域は行田市、羽生市とする。

## 第2章 支部会員

### (所属)

第6条 本会に入会した会員で、支部区域内に事務所を有する者は、支部会員となる。

(会員名簿)

第7条 支部ホームページに会員名簿を備え、下記事項を記載する。  
氏名、事務所所在地、電話番号、ファクス番号

(退会)

第8条 本会会則第9条・第9条の2に該当した場合または支部区域外に事務所を移転した者は、支部を退会したものとみなす。

(権利の停止)

第9条 本会会則第17条に該当するに至った会員については、本会会則等を適用する。

第3章 役員会、部の設置等

(役員)

第10条 支部の事務と運営を図るため、次の役員を置く  
( )内の数は現行

- |              |      |     |
|--------------|------|-----|
| 1. 支 部 長     | 1名   | (1) |
| 2. 副 支 部 長   | 3名以内 | (2) |
| 3. 理 事       | 5名以内 | (3) |
| 4. 会 計       | 2名以内 | (1) |
| 5. 監 事       | 2名以内 | (2) |
| 6. 本 会 代 議 員 | 基準数  | (6) |

(役員職務)

第11条 支部長は支部を代表し、支部の職務を行う、副支部長は支部長を補佐し、支部長不在の時はその職務を代理する。  
会計は経理を担当し予算決算書を作成し、支部の財産を管理する。  
監事は支部の業務の内容及び支部の会計並びに財産を監査する。  
理事は会計以外の庶務を担当する。

(役員選任)

第12条 各役員は総会で選任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し欠員を生じ必要を認めた場合は総会で後任者を選任する。その任期は前任者の残任期とする。

(顧問及び相談役等)

- 第14条 支部には顧問及び相談役並びに参加を置くことが出来る。
- 2 顧問及び相談役並びに参加は、役員会に諮り支部長が委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役並びに参加は、支部の業務・執行について助言し、かつ、各種の会議に出席して意見を述べる事が出来る。
  - 4 顧問及び相談役並びに参加である期間は、その委嘱した支部長の任期と同一とする。

(役員会)

第15条 役員会は、支部長、副支部長、理事その他支部役員をもって構成する。監事、顧問、相談役、参加は役員会に出席することができるが議決権を有しない。

(招集)

第16条 役員会は、支部長が招集し、支部長は役員会開催日の14日前までに、会議の日時、目的、場所等を記載し書面にて役員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、

この限りではない。

2 役員会は、過半数の役員の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。

(議長・議決)

第17条 役員会の議長は支部長とし、出席役員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

(議事録の作成及び管理)

第18条 役員会は議事録を作成し、出席した役員の中の2名が署名押印し、支部長が保管・管理する。

第19条 支部に部を設置することができる。

2 部を設置するには、設置理由、目的、運営等に関する事項を提案し、総会の議決を経なければならない。

3 設置する部の部長は役員会において役員の中から選出し、部員の選考は部長に一任する。

## 第4章 総会

(総会)

第20条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年会計年度終了後、本会総会以前に開催する。

3 臨時総会は、支部長が必要と認めたとき、又は支部会員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

(通知)

第21条 支部長は、総会開催の14日前までに、総会の日時、場所等を記載した書面を全会員に送付する。また総会開催以前に総会資料を全会員に送付するものとする。

(議長)

第22条 総会の議長は、出席会員の中から会員の同意を得て、選任する。

(決議)

第23条 総会は会員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。議決は出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。

2 総会に議事録を作成し、議長は出席会員より2名を議事録署名人として指名し、署名押印させるものとする。

3 総会の議事録は、支部長が保管・管理する。

4 この規則により支部総会で議決をすべき場合において、感染症のまん延、大規模災害の発生その他の事由により現実空間にある議場への参集が著しく困難であるときは、支部長はインターネット通信設備その他の方法による支部総会を開催することができる。

5 支部長は、本会会則施行規則第21条第1項の規定により、支部総会後速やかに支部総会議事録（議案書添付）を本会会長に提出しなければならない。

(書面決議)

第24条 支部長は、第23条第4項に規定する方法による総会の開催も困難であるときは、支部会員の過半数以上の同意を得て、書面による決議をすることができる。

2 前項の規定による書面決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

## 第5章 会計

(会費)

第25条 会費は1ヶ月300円とし全納することができる。

- 2 月の途中において入会又は脱会するときは1ヶ月と計算する。
- 3 但し、当分の間会費の徴収はしない。

(会計)

- 第26条 支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。
- 2 経費は、会費、支部交付金、入会金及び寄付金をもって支弁し、定時総会において決算及び予算の承認を受けなければならない。
  - 3 入会金は3万円とする。

(会員の慶弔)

- 第27条 支部に功労のあった者、国から表彰を受けた者及び会員で結婚した者に1万円を贈る。
- 2 会員及び会員と生計を一にする家族が死亡したときは、支部長が支部を代表して弔意を表すものとする。その額は1万円とする。入院したときは見舞金として1万円を支払う。但し1ヶ月以上の入院とする。

(役員手当等)

- 第28条 支部長、副支部長、会計、監事等役員に対し、総会の承認を得て手当を支給することができる。その額は支部長が年30,000円、副支部長が年20,000円、理事と会計は年12,000円とし、監事は年10,000円とする。
- 2 代議員が県の総会に出席したときは、日当5,000円及び交通費として2,000円を支給する。
  - 3 顧問及び相談役並びに参加を含め役員が会議に出席したときは、日当3,000円を都度支給する。
  - 4 部長及び部員が部会に出席したとき、または部の活動を行ったときは、日当3,000円を都度支給する。

## 第6章 代議員

(代議員の数及び選出)

- 第29条 本会の総会に出席する代議員及び予備代議員は、毎年4月1日現在の個人会員数を基準とし、本会の規定に従い、個人会員の中より総会において選出する。

(代議員の選出報告)

- 第30条 支部長は、代議員の選出結果を本会の定めに従い、本会に報告しなければならない。

(代議員の任期)

- 第31条 代議員の任期は1年とする

## 第7章 補則

(規則の変更)

- 第32条 この規則の変更は、総会の3分の2以上の決議を経て更に会長の承認を受けなければならない。

(本会会則の準用)

- 第33条 本規則に定めのない事項については、本会の会則及び施行規則を準用する。

## 附則

この規則は昭和50年4月1日から実施する。

この規則は昭和53年6月18日から実施する。

この規則は昭和62年5月22日から実施する。

この規則は昭和63年1月22日から実施する。

この規則は平成元年2月8日から実施する。

この規則は平成5年5月19日から実施する。

この規則は平成14年5月9日から実施する。

この規則は平成26年4月18日から実施する。

この規則は平成28年5月13日から実施する。

この規則は令和3年7月1日から実施する。

この規則は令和5年5月12日から実施する。